

二 創草期の東京音楽学校

明治二十二年一月に制定された東京音楽学校規則は、冒頭で同校の目的が音楽家および音楽教師の養成にあることを謳っており、十九年秋の建議書の趣意を具現するものとなった（本章第四節参照）。

移行期に当る明治二十年（一八八七）の前半は音楽取調掛の最後の時代として、さらに音楽学校となるに充分な力を証明する時期として注目される。この年の二月十九日、音楽取調掛第二回全科卒業生十四名が同掛を巣立った卒業演奏会では、ソープレットの指揮でベートーヴェンの交響曲（第一番の一部の楽章のみと思われる）を披露した。同日三十名の伝習生が入学し、さらに九月、音楽取調掛として最後の伝習生六名を入学させた。翌年彼らは十九年に入学した伝習生とともに東京音楽学校生徒に移行した。音楽取調掛は二十一年（一八八八）二月、最後の卒業生を送りその幕を下ろした。伊澤修二は二十年の年報の中で音楽取調掛が東京音楽学校に昇格したにもかかわらず、今まで堪えてきた取調掛の官署をそのまま使用しなければならない現状を次のように報告している。

本年中ニ在テ特ニ記載ヲ要スルモノハ音楽取調掛ヲ以テ東京音楽学校トセラレタル一事是ナリ顧フニ音楽取調掛ハ明治十二年十月ノ創置ニ係リ同十八年二月音楽取調所ト改称シ單立ノモノトナリ同年十二月更ニ音楽取調掛ト爲リテ總務局所属ト爲リ本年十月サラニ特立ノ學校ト爲ル其間年ヲ経ル事凡ソ九年ナル抑モ天下太平ノ治況ニ浴シ音楽ノ隆盛ヲ促スナリト雖モ音楽取調掛力從來執ル所ノ業務モマタ頗ル苦難ヲ経タルモノトイフベシ然レトモ今新タニ一ノ學校ト爲リ音楽有志ノ女子ヲ養生シ博ク之ヲ教育上ニ施設スルヲ専務トス

ルノ時ニ有テ校舎其処ヲ得ズ演習其便ヲ得ザルモノアルガ如キハ頗ル遺憾ニ堪ヘザルトコロナリ本校ガ今切ニ望ム所ハ速ニ音楽修業志願ノ者ヲ容ル、ニ足ルベキ相當ノ校舎ヲ得テ十分ニ之カ教育ヲ施コシ今日音楽ヲ聴カントスル者ヲ十分ニ容ル、ニ足ルベキ演習場ヲ得テ技藝ヲ競勵精磨シ以テ一ハ更ニ之カ普及ヲ謀リ一ハ更ニ之ガ上進ヲ謀リ遂ニ以テ音楽學校ノ名ト實トニ背カサラン事ヲ望ムニアリ

二十一年の状況をみると生徒数は四十七名で、その内訳は研究生七名、専修部三年生四名、同一年十二名、師範部一年九名、予科生十五名と報告している。二十三年五月には待望の新築校舎が現在地に落成し、その後は募集人員がそれまでの三十五名から五十名になった。二十四年には全校生徒が約百名に達したことを報じている。また東京音楽学校当初の設備品としての書籍および楽器類については、次のような数が記録されている。

書籍Ⅱ和書四三三二冊、漢書一八七二冊、英書二八七冊、独書九七冊、佛書二五冊、印度書四一冊、楽譜五七二冊、
西洋楽器Ⅱ洋琴十台、風琴（リードオルガン）十台、ダブルベース二、
バイオリン十五、セロ三、テナ三、洋笛二、ギター一、
雅楽器Ⅱ笙二、箏二、笛五、琵琶三、箏二、和琴二、
清楽器十七、明楽器二四、二十五絃琴、四絃琴、紙腔琴各一、
俗楽器Ⅱ琴二〇、胡弓三一、三絃四、尺八七、
物理器械彙組

二十二年七月六日、専修科の生徒四名の卒業式が行われた。東京音楽学校としては初めて本科生を送り出したこの日、伊澤校長は、同校の沿革とそれまでの事業について説明し、卒業生に音楽社会人としての自覚をうながす演説を行った。ここではまた、明治十七年の『音楽取調掛成

續申報書』をふまえ、数学を例にとりながら、わが国の音楽と西洋音楽を比較すると、その根本原理に差異はないが進歩の度合において異なっているとする伊澤校長の見解が示されている。演説はさらに長音階と短音階の教育上の問題点にまで及んでいる。次に伊澤校長の演説と、これに続いて述べられた辻新次文部次官の祝辞、そして卒業生総代山田源一郎の謝辞を挙げておく。

伊澤学校長演説

今日ハ文部大臣並ニ次官閣下其他貴顕ノ方々ノ御來臨ヲ辱ウシ爰ニ卒業證書授與式ノ典ヲ舉ゲル事ヲ得マシタノハ誠ニ本校ノ光榮ト申ス可キ事テ御座リマス此度ノ卒業證書授與式ハ本校ガ東京音楽学校トナツテ以來始メテ本科ノ卒業證書ヲ出スニ至リタル事デ御座リマスレバ此好期ニ際シ數分時間御來臨諸賓ノ清聴ヲ煩ハシテ聊カ本校從來ノ沿革并ニ事業ノ大要ヲ申シ述ベタイト存シマス

サテ本校ノ起リハ元音楽取調掛ト申マシテ今ヨリ大凡十年ノ昔明治十二年ノ十月ニ文部省内ニ置カレタ者ヨリ始リマシテ其後四年間ハ内外音楽ノ異同並ニ古今ノ樂曲ノ沿革等ヲ研究致シマシテ遂ニ明治十七年ノ二月ニ至リ其取調ノ成績ヲ報告シテ先ツ大略ノ所音楽上ノ理論ト實地トニ就テ定見ヲ立テ時ノ文部卿タリシ大木閣下ニ申報シタル事ガアリマシテ即チ此事ハ音楽取調成績申報書トシテ既ニ世ノ中公ニシタ事デ御座リマスレバ爰ニ再ビ詳説ハ要セヌ事デハ御座リマスルガ沿革ヲ申述ブル序ニ其大略ヲ摘ンデ一言御聞ニ入レタイト存ジマス抑々音楽ト申ス者ハ人ノ性情ノ自然ニ出ヅル者デ御座リマスレバ古今東西其大本ノ原理ニ於テハ聊カ違フベキ道理モナク又實ニ殊ナル所ハナイ者デゴザリマス例ヘバ音楽ニ於テ宮商角徵羽

ノ五声ノ相關スル理法ノ古今東西ニ通ジテ異ナル所ナキハ恰モ数学ニ於テ數理ノ相關スル道理ガ古今ノ差異ナキト殆ト一般ナル者ト申シテ宜敷御座リマセウ夫故ニ本邦ノ雅樂ニアル呂旋ト律旋トノ二旋法ハ「ギリシヤ」古代ノ音樂ノ旋法中ニ存シ本邦ノ俗樂ニ在ル二種ノ旋法モマタ「ギリシヤ」古代ノ音樂ノ旋法中ニ存シタル事ハ誠ニ明カナル證據ニ依ツテ論證イタシ毫モ疑フ所ハ無イ次第御座リマス只今日ノ歐洲ノ音樂ト本邦ノ音樂トノ異ナル所ハ音樂ノ進歩ノ度ニ於テ異ナル計リデ決シテ音樂ノ大本ニ於テ殊ナル譯デハ御座リマセヌ今又數學ノ例ヲ假リテ之ヲ説明シマスレバ我邦ニ於テ和算ノミヲ用ヒテ居リマシタ頃ニハ或ハ點竄トカ極形トカ云フヤウナ者ハ有ツテモ今日用フル西洋流ノ代數トカ或ハ幾何学トカ申ス様ナ者ハ御座リマセヌ事デアリマシタシカ昔ノ點竄モ今日ノ代數學モ昔ノ極形モ今日ノ幾何学モ別ニ數理ニ於テ異ナル所ガアル訳デハナク唯今日ノ代數學ヤ幾何学ハ昔ノ點竄極形ナドニ比スレバ其方法ガ進歩シテ遙ニ精微ニ至ツタ計リデ御座リマセウ音樂ノ旋法ニ於テモ其通りデ今日ノ西洋ノ音樂モ昔「ギリシヤ」時代ノ音樂モ今日ノ日本ノ俗樂ナドモ其音律ノ原理ニ於テ違フ所ハナケレトモ只其進歩ノ度ニ於テハ西洋ノ今日ノ音樂ハ「ギリシヤ」時代ヨリ羅馬時代ヲ經近代ニ至ツテ大ニ進歩シテアルノニ我邦ニ存スル所ノ旋法ハ依然トシテ恰モ二千年前「ギリシヤ」ニ在ツタ頃ノ者ト殆ト同ジ者デアリマスルノデ即チ其進歩ノ度ニ於テ大ニ異ナル次第御座リマス此事ハ既ニ申シマシタ通り今ヨリ五年前ニ報告シタル所ノ申報書ニモ詳シク申シテ御座リマスレバ今又此上貴重ノ時間ヲ費ス事ハ致シマスマイ斯ク内外ノ音樂ニ就テ其異同ノ點ヲ考查シタル上ハ自然ノ結果ト

シテ如何ナル音楽ヲ以テ我國家ニ施シ教育上ノ裨補ヲナサウカトノ
點ニ進ミマセウソコデ猶其音階ノ種類ニ就テ講究スルニ音階ニハ要
スルニ二種ガ御座リマシテ一ハ長音階ト申シ一ハ短音階ト申シマス
其長音階ニ属スル所ノ樂曲ハ概シテ勇壯活潑ノ氣ヲ帶ビ短音階ニ属
スル所ノ者ハ柔弱搖靡ノ風ヲ帶ルト申ス事ハ學理上ニ徴シテモ實地
上ヨリ檢シテモ誠ニ明瞭デ御座リマス此理由ガ御座リマスル故ニ普
通教育ニ施ス所ノ音楽ハ概シテ長音階ニ属スル所ノ物ヲ用ヒ以テ勇
壯活潑ノ氣象ヲ養ヒ且又信實忠愛等ノ情ヲ養ハナクテハナリマセヌ
今日マデ本校ニ於テ普通教育ニ用フルニ適スベキ樂曲トナス所ノ者
ハ多ク此種類ノ物ヲ取リマシタ事デ御座リマス悲哀ノ情モ愛憐ノ心
ヲ音楽上ニ無クシテ可ナリト申ス事デハ御座リマセヌガ是等ハ人生
々々ノ後ニコソ始メテ其趣味ヲ知ル事ナレ決シテ幼年ノ教育ニ必要
ナル者デハゴザリマスマイ然ルニ若我在来ノ或ル種類ノ樂曲ノ如キ
終始悲哀ノ氣ヲ帶ビ或ハ云フニ忍ビザル感情ヲ引キ起スガ如キ者ヲ
用ヒタランニハ其結果ハ如何テ御座リマセウカ寧ロ音楽ヲ学バシメ
ザルヲ優レルトスルニ至ラウカト思ハレマス

前條中述ベマシタ如キ次第前四年間ノ調査ヲ終ヘタル後ハ凡テ
学校ニ用ヒ教育上ニ益ヲ為スコキ所ノ唱歌音楽ノ撰定ニ其力ヲ盡シ
遂ニ今日ニ至リマシテ過ギ来シ昔ヲ顧ミレバ最早殆ド十年ノ星霜ヲ
經タル事デ御座リマス偕其成績ハ如何ト申シマスルト音楽ノ如キモ
ノハ其成長實ニ徐々タル者デ御座リマシテ中々一朝一夕ニシテ其効
ヲ見ルベキ者デハ無ク其十年ノ星霜ヲ費シテ数多ノ生徒ヲ教育シタ
ルモ能ク其卒業ニ至ラシメタル者ハ僅ニ六十五人ニシテ其中男ノ者
四十七人女十八人ノミデゴザリマス併ナガラ此男女六十五人ノ者ハ

今ヤ殆ド全國ノ各府縣ニ在ッテ音楽教育ノ職ニ従事シ全國ノ各都府
至ル所殆ド唱歌ノ声ヲ聞カザル所ハナイト申シテモ宜シイ程ニ至リ
マシタノハ又望外ノ結果トモ申ス可キ事ト存ジマス凡人心ヲ感動シ
精神ヲ發揮スルニ至大至強ノ感勢ヲ有スルコト唱歌ニ優レルモノハ
ゴザリマスマイ古人モ歌ハ天地ヲ動カシ鬼神ヲ泣カシムルノ力アリ
ト申シ古来聖主賢相ノ音楽ヲ以テ治國ノ要具トセラレタルハ今又爰
ニ申シ上ゲル迄ノ事モ無イト存ジマス夫故ケ様ナ事例ハ省キマシテ
先目下直ニ我國ニ不完全乍ラモ行ハルル唱歌ニ就テ見テモ例ヘハ貧
民子弟ノ教育ニ唱歌ヲ用ヒ之ガ為メニ猥褻ノ歌謡ヲ頓ニ一掃シタル
ノ實例モアリマセウ天長節ノ朝ニ當リ全國各都府數十萬ノ生徒等ガ
我聖天子ノ聖壽萬歲ヲ頌シ奉リ忠愛ノ情ハ海内ニ溢レ山河モ遠ク相
應シ天人共ニ相和スルノ盛意ヲ表シタルコトモアリマセウ紀元節ニ
當リテハ全國數十萬ノ生徒ガ遠ク二千五百有餘年前日本開始ノ大帝
ノ浩徳ヲ敬慕シ無限ノ感情ヲ唱歌ニ發シタルコトモゴザリマセウ又
聖天子ノ臨幸ニ當リテハ万口一齊ニ君ガ世ヲ唱ヘ無量ノ愛敬ヲ表シ
タルハ實ニ諸君ノ耳底ニ猶存スル所デゴザリマセウサレバ今日マデ
我等音楽ニ従事スル者ガ聊カ國家ノ為ニ盡シタルノ微忠ハ早くモ既
ニ其結果ヲ現ハサントスルニ至リマシテ實ニ感喜ニ堪ヘザル次第デ
ゴザリマス又来年ハ本邦未曾有ノ一盛時ニテ全國中ヨリ議員ヲ召集
シ帝國議會ヲ開カル、ノ大典ガゴザリマセウ此時ニ際シテ全國民一
致合同ノ意志ヲ一結シ以テ帝室ヲ尊ビ國家ヲ愛スルノ感情ヲ顯揚シ
全國一齊ニ此盛時ノ祝意ヲ表スルノ音楽唱歌ニ伝ラスシテ他ニ何物
ガゴザリマセウゾ

サテ言甚ダ多岐ニ涉リ思ハズ長時間ヲ費シマシテ實ニ恐縮ノ至リ

デゴザリマス爰デ一言此度卒業ノ諸子ニ向テ望ミ置タイコトガアル夫ハ他ノ儀デモゴザラヌガ今日斯ク諸來賓ノ臨場ヲ辱ウシ爰ニ卒業ノ榮ヲ得タルハ實ニ諸子ノ為ニ喜ブ所デゴザリマス是モ喜ブト同時ニ猶諸子ニ望ム所ガアルハ拙者ガ常々申シ居ルコトナレバ今日改メテ申スニモ及ハヌコトナガラ諸子音樂ヲ以テ畢生ノ目的トスル上ハ必ズ此國家ニ報ズルニ音樂ヲ以テセンコトヲ日夜心ニ銘シテ忘レヌ様ニ致シタイト存ズル諸子今日マデハ人ニ教ヘラルヽノ地位ニアリタレド明日ヨリ人ニ教フルノ地位ニ就クベキコトデアレバ益々其行状ヲ慎ミ其學藝ヲ練磨シ之ヲ小ニシテハ教ヲ受ケタル所ノ學校ノ恩ニ報ジ之ヲ大ニシテハ此學校ヲ保護セラルヽ所ノ政府ノ恩愈ニ之ヲ大ニシテハ此國家ノ恩ニ報ゼン事ヲ以テ其志トセラレン事ヲ是拙者ガ一日モ諸子ニ長タルヲ以テ爰ニ聊カ忠言ヲ申シ述ベ置クコトデゴザル

辻次官祝詞

諸子積年ノ刻苦其功ヲ空ウセズ茲ニ本校ノ業を卒フルニ至リタルハ余ノ最モ慶賀スル所ナリ抑々本邦ノ音樂アルヤ其來ルコト舊シト雖モ之ヲ學理上ニ考ヘテ改良シ以テ之ヲ教育ニ加ヘタルモノハ晩近ニ屬ス而シテ本校ノ目的ハ之ヲ擴張普及セント欲スルニ在ルナリ因テハ諸子ノ如キモ既ニ本校陶冶ノ恩ヲ受ケ其學業ヲ完成シタル上ハ亦本校ノ目的ヲ目的トシテ公ニ私ニ事ニ此ニ從ハサルヘカラス諸子ニシテ此志ヲ有セン乎本邦ノ音樂由テ以テ漸ク興隆スベシ諸子ニシテ此志ヲ忘レン乎本邦ノ音樂由テ以テ竟ニ廢替スヘシ本邦音樂ノ興廢ハ一ニ諸子志操ノ如何ニ存ス論シテ此ニ到レハ諸子ノ責任實ニ重レト謂フヘシ故ニ諸子ハ自今以後其既得ノ學業ヲ益々研磨練習スベ

キハ勿論其志操ヲ堅固ニシ其品行ヲ高尚ニシ以テ先ツ音樂ノ價値ヲ各自ノ一身上ヨリ表彰センコトヲ要ス是レ余カ諸子ノ卒業ヲ慶賀スルト共ニ又諸子ノ前途ニ責望スル所ナリ

明治廿二年七月六日

文部次官辻新次

卒業生總代山田源一郎謝辭

私共此度本校所定ノ学科ヲ卒業致シマシテ本日卒業證書ヲ受クルノ榮ヲ得マシタノハ誠ニ有リ難キ仕合ト存ジマス私共ハ生來學理ニ暗ク藝術ニ拙キモノニテ敢テ此榮譽ヲ荷フニハ堪ヘマセヌコトデゴザリマスレド幸ヒニ今日ニ至リマシタハ特ニ本校長ノ薰陶ト教師幹事諸君ノ教誡トニ由リテシテ實ニ此恩賜ヲ得タル事ト存シマス今又校長閣下ノ諭旨ト文部次官閣下ノ訓辭トヲ賜リ感佩ノ至リニ堪ヘマセヌ源一郎不肖ナカラモ同窓ノ卒業生ト共ニ堅ク相誓テ益々勤メ益々励ミテ其諭旨ヲ体シ其訓辭ヲ奉シ終始之ニ戻ラザル様仕ルベシ源一郎不敏ヲ顧ミズ卒業生四名ニ代リ謹ンデ謝辭ヲ呈ス

〔手書き〕

〔明治二十二年東京音樂學校學事年報〕

三 新築校舎の落成

明治二十三年五月十二日、上野公園元西四軒寺跡（現所在地）の新校舎完成に伴い、東京音樂學校は明治十八年二月以来の上野公園東四軒寺跡より移転し、落成を祝う新校開業式を挙行了した。この木造二階建の新校舎は、音樂學校の当時の実情と将来への方針に従って構想されていた。校舎の二階中央には講堂を兼ねた音楽用のホールが据えられていた。これが奏樂堂である。奏樂堂は、校舎の中核をなすと同時に東京音樂學校のいわば象徴的存在であったが、それ以上に日本最初の演奏会場として